

## 予定価格の事前公表について

競争入札に付する全ての建設工事について、予定価格の事前公表を行っていますが、これまで特に適正な競争を阻害するような弊害は生じていないため、次の理由から公表を継続します。なお、今後弊害が生ずるようなことがあれば、公表を見直すことがあります。

ア 透明性及び客観性の確保に資すること。

イ 競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること。

ウ 入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること。